平成12年度 月潟村 表彰式

平成12年度の村政功労者の表彰式が1月14日農村環境改善センターで行われました。
村政の発展、産業文化、福祉の向上等に尽くされた功績を称えて12人の方が表彰されました。

○村の行政、教育文化、産業、保健衛生、民生、土木、土地改良、災害、納税、慈善事業、その他公益事業について功労顕著なる者

（国民年金委員として満12年以上在職された功績）
中嶋五郎次さん

（民生委員として満12年以上在職された功績）
渡辺　正松さん

（健康づくり推進協議会委員として満12年以上在職された功績）
植村　脩さん
笹川日出鶴さん
長谷川克代さん

（月潟村連合婦人会長として満12年以上在職された功績）
長谷川廣子さん

（新潟県薬物乱用防止指導員として満12年以上在職された功績）
青柳　昂子さん

（公民館運営審議会委員として満12年以上在職された功績）
間嶋　和代さん

○村の職員として満20年以上勤務し、成績がすぐれ功労があると認められる者
阿部婦美子さん

○学術、芸術または発明、改良、創作に関して事蹟著名なる者

（シボリ加工技術開発に貢献）
小林今朝丸さん

○村に対し、金額または価格30万円以上の寄附をした個人又は100万円以上の寄附をした団体

（工芸品の寄附）
植村　法子さん

（金員の寄附）
金子　一榮さん

平成12年度 新春講演会

村表彰式に引き続き新春講演会が開催されました。

今回は、テレビでお馴染みの噺家三遊亭円楽さんをお迎えして講演をいただきました。

講演の演題は「親から子への贈り物」で、母親の強くて温く見守る態度や父親の厳しくもやさしい愛情など少年時代に御両親から受け継いだものを月潟村に届けていただきました。

お話の中には、さすがに噺家という話芸で会場をいつの間にか笑いの中へ誘っていました。

平成12年分

住民税 所得税 確定申告

平成12年分の所得税の確定申告や住民税の申告が2月16日から始まります。

月潟村でも、2月19日(月)から役場相談室において、各地区別に日程を決めて納税相談を行います。

相談期間中は、大変混雑しますので、先に配布済の「納税相談日程について」のお知らせをよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

※問い合わせ先
月潟村総務課税務係
☎375−2710
巻税務署
☎0256−72−2355

確定申告は「自書申告」で！

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が、自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を正しく計算してこれを申告し、その申告した所得税額を自発的に期限内納付する制度を採用しています。

申告書を送付された方は、同封の「確定申告の手引き」などを参考に計算し、確定申告書に記載してください。

また、土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は、税務署のみの相談となります。

税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等に記入することはありません。

なお、記入できないところは、職員が指導します。

確定申告をしなければならない人

①事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成12年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき

②サラリーマンで、給与の年収が2，000万円を超えるとき

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき

※①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。

また、税務署から申告用紙を配布された人は、必ず持参してください。

こんな所得税控除もあります

◎自宅を新築・購入・増改築をした場合
「住宅借入金等特別控除」

◎多額の医療費を支払った場合
「医療費控除」

※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください。

『申告に必要なもの』

①所得の算出に必要なもの
②源泉徴収票
③各種保険料控除の支払い証明書等
④身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び療育手帳等
⑤医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
⑥印鑑

平成12年分 農業所得標準

平成12年分の農業所得標準が、1月24日県下一斉に開示されましたのでお知らせします。農業所得を標準で算出される方は参考にしてください。

また、収入については個々に申告していただき、経費のみが標準で示されています。

1. 普通田畑経費標準

(1)水　稲
119，600円（10a当り）

青刈稲にかかる経費標準額については、水稲経費標準額の30％相当額とする。

なお、青刈稲を飼料用等として他に販売した場合には、その金額は収入金額となる。

(2)露地畑
168，200円（10a当り）

(3)転作畑
168，200円（10a当り）

2. 特殊田畑経費標準

(1)しいたけを除く特殊田畑経費標準（10a当り）

作物名等		経費標準額
梨		320,100円
桃		257,400円
ぶどう	ハウス	398,200円
	露地	220,200円

※農業所得標準等についての問合わせは、役場総務課税務係におたずねください。